

# 情報公開制度が始まります

情報公開制度は、町が保有する情報を町民の皆さんの請求に応じて公開する制度です。  
町民の皆さんと情報を共有し、公正で透明な町政を推進するため、情報公開制度を6月1日から実施します。

## 情報公開制度とは

町では、町民の皆さんに広報紙やパンフレットなどの各種刊行物のほか、窓口などを利用してさまざまな情報を提供しています。

情報公開制度は、これらの情報提供に加え、町が保有している町政に関する情報を町民の皆さんの請求に応じて公開するものです。(ただし、個人情報など保護する必要がある情報は除きます。)  
この制度は、町民の皆さんに公文書の公開請求権を保障し、町の諸活動について説明する責任を全うすることにより町民の皆さんの町政への積極的参加と公正で透明な町政を推進することを旨とするものです。

## 公開請求できる人

町内に住んでいる人  
町内に事業所などを持つ法人や団体  
町内にある事務所などに勤務する人

町内の学校に在学する人  
そのほか、町が行う事務事業に利害関係のある人

## この制度を実施する町の機関

この制度を実施する機関は、次のとおり、町のすべての機関です。  
町長(部局)  
教育委員会  
選挙管理委員会  
監査委員  
農業委員会  
固定資産評価審査委員会  
議会

## 公開の対象となる情報

職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルムなどで、町が保有しているものが対象となります。

## 公開請求の手続き

公開請求をする人は、「公開請求書」に知りたい情報などを記入し、窓口である企画課情報推進室に提出していただきます。その際は、職員が情報の特定などをするため、請求書の記入をお手伝いします。

## 公開の決定

町は、公開請求書を受け取った日から15日以内に、全部を公開するか、一部を公開するか又は、公開しないかを決定し、その結果を請求者に通知します。また、公開する場所、日時については、請求者と相談の上、公開の結果とともにお知らせします。

## 公開の方法

公開は、閲覧などの方法で行います。また、請求があれば、公文書の写し(コピー)をお渡しすることもできます。なお、公文書の写しは、郵送することもできます。

## 請求から開示まで



## 公開の費用

公文書の閲覧は無料ですが、公文書の写し(コピー)の交付や郵送を希望する場合は、実費を負担していただきます。コピーした場合は、B5判、A3判までの大きさを1枚10円となります。

## 公開しない情報

町が保有する情報は、原則公開しますが、次のような情報が記録されている公文書については、公開しない(又は公文書の一部を公開しない)ことがあります。  
法令や条例の定めにより公

## 開できないもの

個人に関する情報で、特定の個人が識別されている情報(すでに公開されている情報や公務員の活動情報、人の生命を保護する必要がある場合を除きます。)  
法人などに関する情報で、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの  
(人の生命を保護する必要がある場合を除きます。)  
人の生命、財産などの保護や犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持



に支障が生ずるおそれがあるもの  
町の機関などが審議、検討などをしていくときの情報で、公にしてしまうと意思決定の中立性が不当に損なわれたり、町民の間に混乱が生じたり、また、特定の人が不利益を被ったりするおそれがあるもの  
監査、検査、交渉、試験など、町の機関が行う事務事業に関する情報で、これらの事務事業の適正な執行に支障をきたすおそれがあるもの

非公開の決定に不服のときは  
請求のあった公文書を公開しないときは、その理由をお知らせしますが、その決定に不服があるときは、公開できない旨の理由を受けた日の翌日から60日以内に、町の機関に不服申立てができます。

情報公開審査会

不服申立てがあった場合、町は速やかに「熊野町情報公開審査会」に諮問します。この審査会は、条例に照らし、公平な立場で「公開すべきか、非公開にすべきか」を

情報公開 Q&A

審査し、その結果を町に答申することになります。  
町は、審査会で慎重に検討した答申の内容を最大限に尊重して、公開か非公開かの決定をします。

町の仕事に係る文書にどのようなものがあるのかわからないし、町の仕事の進め方もわかりません。どうやって公開請求書を出したらいいのですか？

だいたいようぶです。企画課情報推進室の職員が相談に応じ、皆さんが知りたい内容をお聞きして、該当する公文書を探したり、公開請求書の記入をお手伝いします。だれもが気軽に公開請求できます。

情報公開はよいことだと思えますが、わたしたちのプライバシーは守られるのですか？  
安心してください。情報公開制度では、個人のプライバシーを保護するために

特定の個人が特定される情報は公開しないこととしています。3月に情報公開条例と同時に個人情報保護の取扱いや個人の権利利益の保護を定めた個人情報保護条例を制定しており、合わせて個人情報の保護施策を推進していきます。

情報公開制度は、わたしたち町民にとってどのようなメリットがあるのですか？

また、わたしたちの生活に何か変化があるのですか？

情報公開制度は、今までどちらかというと、町政に対する監視やチェック機能が強調されてきました。もちろんそのような機能もありますが、この制度の目的はそれだけではなく、

町の活動を皆さんと共有し、説明することで、今まで以上に町民のみなさんの町政への積極的参加を促し、町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくことにあります。情報公開制度は、公正で透明な町政が推進されるメリットがあると同時に、これからの地

方分権時代におけるまちづくりに欠かすことのできない制度と言えます。

公文書を公開することだけが情報公開なのですか？

いいえ。情報公開は公文書の公開だけでは十分とは言えません。町ではこれからも町の仕事を知っていたら、広報紙やホームページなどを通してさまざまな情報提供を総合的に推進し、町民のみなさんに町の諸活動を説明していきます。

情報公開の窓口はこちらです

情報公開の窓口は、役場3階の企画課情報推進室です。企画課情報推進室では、情報公開に関する相談のほか、個人情報保護制度や、町の広報などに関する相談など、各種情報提供施策についての相談に応じます。お気軽にご来庁ください。

(企画課 820 5602)